

厚生常任委員会

令和5年3月15日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也
嶋田 善行
伴 議 長

○奥村 容子
横田 敏文

中川 靖広
濱 眞理子

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	住 民 生 活 部 長	栗本 公生
住 民 生 活 部 次 長	北 典子	福 祉 課 長	中原 潤
同 課 長 補 佐	細川 友希	子 育 て 支 援 課 長	中尾 歩美
同 課 長 補 佐	上山 泰史	健 康 対 策 課 長 補 佐	徳田 貴世
国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	東浦 寿也
住 民 課 長 補 佐	小澤香代子		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 濱委員、奥村委員

委員長

こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、濱委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、付託議案（1）議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。議案書末尾の要旨をご覧いただきたいと思っております。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきます、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の県単

位化に伴い、令和6年度の国民健康保険税率の統一化に向けた税率改定を行うことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

改定内容につきましては、去る2月9日開催の国民健康保険運営協議会における国民健康保険税の適正な税率等についての答申に基づくものです。

それでは、1. 主な改正内容の(1) 税率の改定でございます。表の一番上の区分、基礎課税額でございますが、所得割額では7.6%を7.62%に、均等割額では26,000円を26,800円にそれぞれ引き上げるものであります。次に、世帯別平等割額であります。「特定世帯・特定継続世帯以外の世帯」であります。この特定世帯と申しますのは「後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する被保険者がいる世帯で、移行した後5年を経過するまでの世帯」を言い、また特定継続世帯は「この特定世帯であって5年を経過した後8年を経過するまでの世帯」であります。それ以外の世帯を、いわゆる一般世帯と申しあげますが、一般世帯では27,500円を22,700円に引き下げるものであります。そして、特定世帯では13,750円を11,350円に、特定継続世帯については20,625円を17,025円に引き下げるものであります。

次に、後期高齢者支援金等課税額でございます。所得割額では2.6%を3.15%に、均等割額では9,700円を10,900円に、世帯別平等割額では、一般世帯は7,200円を8千円に、特定世帯は3,600円を4千円に、特定継続世帯は5,400円を6千円に、それぞれ引き上げるものであります。次に、介護納付金課税額であります。所得割額では2.8%を3.17%に、均等割額では15,300円を17,800円に、それぞれ引き上げるものであります。

続きまして、(2) 税率改正に伴う軽減額の改定であります。所得の状況によりまして、均等割額と世帯別平等割額につきましては、7割、5割、2割の軽減措置がございます。初めに、7割軽減であります。基礎課税額につきましては、均等割額で18,200円を18,760円に、世帯別平等割額では一般世帯は19,250円を15,890円に、特定世帯では9,625円を7,945円に、特定継続世帯は14,438円を11,918円に、それぞれ変更いたします。

次に、後期高齢者支援金等課税額につきましては、均等割額では、6,790円を7,630円に、世帯別平等割額では、一般世帯では5,040円を5,600円に、特定世帯は2,520円を2,800円に、特定継続世帯では3,780円を4,200円に、それぞれ変更いたします。

次に、介護納付金課税額につきましては、均等割額では10,710円を12,460円に変更いたします。

次に、5割軽減でございますが、基礎課税額につきましては、均等割額では13,000円を13,400円に、世帯別平等割額では、一般世帯は13,750円を11,350円に、特定世帯は6,875円を5,675円に、特定継続世帯は10,313円を8,513円に、それぞれ変更いたします。

次に、後期高齢者支援金等課税額につきましては、均等割額では4,850円を5,450円に、世帯別平等割額では、一般世帯は3,600円を4千円に、特定世帯は1,800円を2千円に、特定継続世帯は2,700円を3千円に、それぞれ変更いたします。

次に、介護納付金課税額につきましては、均等割額で、7,650円を8,900円に変更いたします。

最後に、2割軽減であります。基礎課税額につきましては、均等割額では5,200円を5,360円に、世帯別平等割額では、一般世帯は5,500円を4,540円に、特定世帯は2,750円を2,270円に、特定継続世帯は4,125円を3,405円に、それぞれ変更いたします。

次に、後期高齢者支援金等課税額につきましては、均等割額では1,940円を2,180円に、世帯別平等割額では、一般世帯は1,440円を1,600円に、特定世帯は720円を800円に、特定継続世帯は1,080円を1,200円に、それぞれ変更いたします。介護納付金課税額につきましては、均等割額で3,060円を3,560円に変更いたします。

続きまして、(3)税率改定に伴います未就学児均等割額の軽減額の改定でございます。国民健康保険に加入されている未就学児(6歳未満)の子どもに係ります均等割額につきましては、令和4年度の課税から半額とすることとなっておりますが、その軽減額につきましては、基礎課税額では、7割軽減世帯は3,900円が4,020円に、5割軽減世帯は6,500円を6,700円

に、2割軽減世帯は10,400円を10,720円に、軽減のない世帯は、13,000円を13,400円に、それぞれ変更いたします。

後期高齢者支援金等課税額では、7割軽減世帯は1,455円を1,635円に、5割軽減世帯は2,425円を2,725円に、2割軽減世帯は3,880円を4,360円に、軽減のない世帯は4,850円を5,450円に、それぞれ変更いたします。

最後に、2. 施行期日等でございますが、(1) 施行期日は、令和5年4月1日から施行することとしておりまして、(2) 適用区分といたしましては、令和5年度分の国民健康保険税から適用し、令和4年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるものとしていたるところでございます。

以上、議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
濱委員。

濱委員 丁寧に数字も読み上げていただきましてありがとうございます。
5年度の次の6年度の時に県の統一の分になるということで、それまでの令和5年度に限っての改正というふうに聞いていますけれども、実際に今、令和4年度の加入者の方からすると、この新しく提案されている分については、収入ってというか全体でどのぐらいの増加になるんでしょうか。

国保医療課長 令和4年度の現時点から令和5年度に改正した時にどれぐらい増えるかということですが、総額で1,900万円ぐらいは増収になる形になります。

濱委員 世帯によっては構成なんかが違うので、いろいろ決まった年齢の方とか、そういうことだけでは決められないんだと思いますけども、この対象者の方で減額になるっていう例というのはあるんでしょうか。

国保医療課長 課税させていただいて所得の状況により、所得が少ない方については、先ほど申しあげました7割、5割、2割という法定の軽減がございます。そういった意味での減額になる方はもちろん今までどおりということです。

濱委員 個別の分では軽減の分もありますけども、ざっとした言い方をすると1,900万円の分が、この国保の加入の方にそれぞれ増額になるというふうに捉えていいのだと思います。今、国とか県とかで大きな動きで、奈良県も令和6年度には県下統一のものにするという動きのひとつ手前のことですけれども、皆さん、今すごい関心の高いコロナがどうなるんだろうというところで、この計画自身はコロナの始まる前から進められてきた中で、住民の皆さんの生活というのは、自分の健康面も含めて、とても不安で先行きが見えないという、そのような状況の中で、それぞれの自治体がこれまでも手当をしてきたというようにところからすると、もう県の決まったところに突き進んでいるというのの一手手前の議案の提案ということで、なかなかこの辺については住民の皆さんの負担が増えるということではね、大変心配されているという声も聞いている状況です。今回のこの提案が可決されたとすれば、来年は県統一の分をもう一度提案をされて、さらに増額されるということになるということですね。

国保医療課長 現時点ではまだ統一保険料に達しておりませんので、来年度も改正する形になってまいります。

濱委員 今回の議会の提案に重ねて必ず統一のところに持っていくための提案が続いて行われるという予定だということ、これも住民からすると、今から先どんどんと上がっていくという、そういうことを示しているというようなことで、私はこの議案については、今すべきではないというふうに感じてますので、反対をしたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。
中川委員。

中川委員 先ほど濱委員の質問で、改正されることによって減額になる人がいてるんですかっていう質問やな。さっき課長は7割、5割、2割の軽減を受けられるから、下がる人はいますってというような答弁やってんけど、改正されることによって下がる人がおるねんな。

国保医療課長 保険料として安くなる方がいらっしゃるかというご質問になるかと思うんですけど、現時点での5年度の改正につきましては、そういう方は、前に、軽減を受けられる世帯、の所得が43万円程度の方であれば、今回の利用分で世帯別平等割を減額している分がございまして、そういった関係で若干減額になる方もいらっしゃるかと思います。

中川委員 それと令和6年が県単位化で奈良県一律の金額になるねんな、税額が。それまではこの5年度は据え置いていらわんとくということはやんと、上げていくということは、なだらかに上げたいということでそうしてんのかな。

国保医療課長 当然、今おっしゃっていただいたように、6年度にすべて上げてしまうという方法もひとつはあるかと思うんですけども、国保運協の中では急激な負担増というのはやはりよろしくないのではないかとということも含めて、を見る中でも改正はやはり段階を追って進めていくべきだということで、これまでも3年度、4年度と改正をしてきた中での5年度も改正ということでございまして。

もうひとつ付け加えさせていただきますと、仮に5年度もそのままの税率、4年度と税率同じ形でまいりますと、いま試算の中では十分な保険料が集まらなくて赤字になるということも、今、試算の中で出ておりましたので、当然それも含めましての改正を進めるということでございまして。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長

議案第1号については、討論の申し出があります。
よって、これより討論を行います。

濱委員

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。 濱委員。

現在、新型コロナウイルスの感染が減少し、患者数も減少しています。各国の対応もさまざまありますが、しかし終息には未だに不明なところが多くございます。国や県が国保の統一化を決めたのは、この全世界の人類を震え上がらせた流行の前でございました。人々は命に係わる不安を抱え、耐え忍ぶ毎日を送っておりました。国保加入者は高齢者や自営業者の方々が多く、コロナ感染自体の心配だけではなく、今、驚くべき物価の高騰などに毎日の生活が脅かされています。日々の暮らしも維持するのに精いっぱいであり、体の不調に気づいても、受診を我慢するという声は大きく聞こえてきております。早期発見・早期治療が国保の大きな目標ではないでしょうか。

令和6年には統一の保険料と、増額されるこの前段階でございしますが、一部増額でございしますが、住民の現状にはそぐわない、承服できない増額であることから、本議案について反対意見といたします。

委員長

次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。

横田委員。

横田委員

議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部改正する条例について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

今回の条例の大きな改正点は、国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度の国民健康保険税率の統一化に向けた税率改定を行うものであります。

今般、令和6年度の奈良県内の統一保険税水準について再推計が実施され、奈良県として目指す保険税水準が明確にされたことから、現状の保険税率を引き上げていく必要が生じています。平成30年度から始まりました県単位の運営におきまして、県全体で保険税率や算定方法について、その運営方針に定められ、その方針のもとに事業を進めていくこととなっていることから、今回の税率改正につきましても、この方針に基づくものであり、国民健康保険運営協

議会での諮問、答申を経て設定されたものであり、その答申の趣旨を踏まえ、被保険者への急激な負担増を求めることがないよう考えられており、今回の改正はやむを得ないものと理解できるものです。

このことから、積極的な収納対策や保健事業を展開して、安定した国民健康保険の財政運営に努めていただくようお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。皆様のご賛同、よろしく願いをいたします。

委員長

これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、議案第3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例、要旨をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて所要の改正を行うものであります。なお、家庭的保育事業等とは、乳児又は満3歳未満の幼児を受け入れ対象とした施設における保育事業のことを言い、本町におきましては、小規模保育所ほうりゅうじ、小規模保育所ほうりゅうじみなみがこれに該当します。

1. 改正内容であります。一つ目に、安全計画の策定等の義務規定の新設であります。これまで、家庭的保育事業者等に対して、安全計画の策定をはじめとする、利用乳幼児の安全の確保に関する事項が運営基準に明確に位置づけられていなかったため、今回、安全計画の策定等の義務規定を新たに設けるものです。二つ目に、自動車を運行する場合の所在の確認の義務規定の新設であります。保育所等の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案の発生を受けまして、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合における所在の確認を義務付ける規定を新たに設けるものです。三つ目に、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の改正であります。保育所等における保育と児童発達支援事業所における支援を一体的に実施する保育、いわゆるインクルーシブ保育を可能とするため、家庭的保育事業者等が、児童発達支援事業所など、他の社会福祉施設を併設するとき、保育に支障がない場合に限り、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併設する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができるとするものです。

四つ目に、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除であります。民法の改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに子の人格の尊重等に関する規定が設けられたことから、本条例においても、懲戒に関する規定の削除を行うものです。五つ目に、衛生管理等に関する規定の改正であります。家庭的保育事業者等が講じる必要のある感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関して、努力義務が課せられているものの、これまで、具体的な措置の内容が規定されていなかったため、研修及び訓練の定期的な実施に関する規定を追加するものです。

次に、2. 施行期日等であります。(1) 施行期日であります。令和5年4月1日から施行いたします。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行いたします。(2) 経過措置であります。家庭的保育事業者等におい

て、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に、同項に規定するブザー等を備えること及びこれを用いることにつき、困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができることとします。この場合におきまして、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる装置を講じて、利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないものとしします。

以上、議案第3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
濱委員。

濱委員 ほうりゅうじと、ほうりゅうじみなみの2か所というふうにありましたけども、ここは送迎のバスというのはどのぐらい使っておられるんですか。

子育て支援課長 両園とも送迎バスの利用はございません。
委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第4号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、議案第4号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

議案書末尾の条例(要旨)をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容であります。懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除であります。先ほどの議案と同様、民法の改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに子の人格の尊重等に関する規定が設けられたことから、本条例においても、懲戒に関する規定の削除を行うものです。

2. 施行期日ありますが、公布の日から施行いたします。

以上、議案第4号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきます

すようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第5号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第5号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容についてご説明申し上げます。議案書末尾の条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略させていただきます。本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今回の国民健康保険条例の一部改正につきましては、国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の支給額については、令和5年4月から

全国で一律に50万円に引き上げるべきとされたことに伴いまして、健康保険法施行令が令和5年2月1日に改正されましたことから、斑鳩町国民健康保険事業につきましても、同様の措置を講じてまいるのでございます。

1. 改正内容でございますが、(1) 出産育児一時金の支給額の改正であります。但し、条例第6条第1項の規定を改正しまして40万8千円から48万8千円に引き上げるものであります。

次に、2. 施行期日等でございますが、施行期日は、令和5年4月1日から施行することとしており、(2) 適用区分としましては、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例によることとしております。

今回の改正によりまして、出産育児一時金の支給額につきましては、産科医療費補償制度の費用12,000円と合わせまして、50万円の支給になるという形になるものでございます。

以上、議案第5号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、お願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
濱委員。

濱委員 増額というのに、何も反対でもなんでもなくて、いいことだと思っているんですけども、出産の入院先とか出産する場所によって、費用というのはいろいろまちまちだと思うんですけども、だいたい出産の費用ってというのはどのぐらいかかるものなんでしょうか。おわかりだったら教えてください。

国保医療課長 その辺の費用というのはちょっと私のほうでは把握はしてないんですけども、おおむね今、国保に入っておられる方で支給させていただく方については基本的には50万円でおさまっているということです。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、当委員会として、満
場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第7号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第4号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第7号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予
課長 算(第4号)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 今回の補正予算は、保険基盤安定負担金の確定に伴います国民健康保険事業
課長 費納付金の減額等に関するもので、歳入歳出それぞれ732万4千円を減額
し、歳入歳出それぞれ31億1,992万8千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして説明申しあげま
す。補正予算書の5ページをお開きください。はじめに歳入でございませ
ん。第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。
令和4年度保険基盤安定負担金の確定に伴いまして、その繰入金として732

万4千円の減額補正をお願いするものであります。

続いて、6ページをお願いします。歳出であります。第3款 国民健康保険事業費納付金、第1項 医療給付費分、第1目 一般被保険者医療給付費分で、歳入で申しあげました令和4年度保険基盤安定負担金の確定に伴いまして775万2千円の減額をお願いするものであります。次に、第2項 後期高齢者支援金等分、第1目 一般被保険者後期高齢者支援金等分で、同じく令和4年度保険基盤安定負担金の確定に伴いまして100万8千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第3項 介護納付金分、第1目 介護納付金分で、同じく令和4年度保険基盤安定負担金の確定に伴いまして143万6千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療
課長

以上、議案第7号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6) 議案第15号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号) についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、議案第15号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号) についてご説明申しあげます。はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支援課長

今回の補正予算は、令和6年4月開園に向けて準備を進めております、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備につきまして、令和5年3月当初の工事着工予定で進めておりましたが、開発許可手続きの遅延により、年度内に予定していた事業の進捗が見込めないことから、歳入歳出予算の総額を補正することなく、繰越明許費のみの予算補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算書の2ページをお開きいただけますでしょうか。第1表 繰越明許費補正でございます。第3款 民生費 第2項 児童福祉費、認定こども園整備事業について7,695万8千円の追加を行うものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

子育て支援課長

以上、議案第15号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号) の説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員 反対とかいうことじゃないんですけれども、申請して許可がおりるのが遅かったという説明でしたけども、そういうことってあるんでしょうか。もっと早く申請すれば許可が早くおりてたのかなと、その辺はどうなんですか。

子育て支援課長 開発許可を出していろいろ指示が出た場合に、その指示事項について返して、また指示があってという手続きを何度か繰り返すことになるんですけれども、その指示への回答に時間を要したということで聞いております。

濱委員 それはね、許可がないと着工できないから仕方がないんですけど、ほかのところでも建設とかそういうのに関わって、資材が不足していたりということで遅れている工事とかもありますけども、このこども園についてはその辺は心配はどうなんですか。

子育て支援課長 今のところ、法人のほうから資材の調達が困難で工事自体が遅れるということとは聞いていませんで、3月の下旬には着工できる見込みというふうに聞いております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第15号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてでございますけれども、前回の本委員会以降、報告させていただく事項はございません。

委員長 以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
濱委員。

濱委員 伊賀市に提出している処理は、基本的に地元ですということに対して、学習会に参加しているということで、処理の持ち込みというのが伊賀市のほうが認めてくださっていたという一連の動きがありますね。今、奈良市とのことで勉強会を脱退されたということは、いつ脱退したかということが、これから先のことにどういうふうに影響するのかというのをちょっと教えてほしい。

委員長 暫時休憩します。

(午後2時16分 休憩)

(午後2時16分 再開)

委員長 再開いたします。 栗本住民生活部長。

住民生活
部長 令和5年度分の伊賀市へのごみの持ち込みについては、もうすでに許可をいただいております。その際に、奈良市との勉強会を離脱した説明もさせていただきます。すみやかに今後の自区内処理について検討しますという文書を出させていただきます。令和5年は認めていただいたので、令和6年の搬入の際には、なんらかの今後の方針を伊賀市に伝える必要があるということです。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお願いいたします。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、私立保育所入所委託料が利用人数の増加や公定価格の見直し、処遇改善加算の追加により、当初見積りを上回る見込みであり、この費用が補助対象となることから、子どものための教育・保育給付費負担金331万6千円の増額、第2節 障害福祉費負担金で、更生医療費給付費が当初見積りを上回る見込みであり、この費用が補助対象となることから、障害者医療費負担金37万5千円の増額、第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険者支援制度分の保険基盤安定負担金の確定に伴う424万9千円の減額をお願いするものであります。

10ページをお願いいたします。次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第2節 児童福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、施設型給付費等負担金135万9千円の増額、第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、障害者医療費負担金18万7千円の増額、第4節 保険基盤安定負担金で、国庫負担金と同様の理由

により、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金124万5千円の減額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容でございます。

11ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正についてです。

はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費の第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における保険基盤安定負担金の確定に伴い、介護納付金分基盤安定繰出金117万3千円の増額及び保険者支援制度分基盤安定繰出金849万7千円の減額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、第19節 扶助費で、歳入で申しあげました更生医療費給付費が当初見積りを上回ることから75万円の増額をお願いするものでございます。次に、第2項 児童福祉費では、第3目 児童保育費の第12節 委託料で、歳入で申しあげました私立保育所入所委託料が当初見積りを上回ることから603万6千円の増額をお願いするものであります。

以上、議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）国民健康保険税の課税限度額等の改正(案)について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

各課報告事項（2）国民健康保険税の課税限度額等の改定（案）について、ご報告を申しあげます。資料1をお願いいたします。

令和5年度の地方税制の改正におきまして、中間所得層の負担緩和を目的とし、国民健康保険税の課税限度額及び5割並びに2割の軽減対象となります世帯の均等割額と世帯別平等割額の軽減判定所得基準額が、それぞれ引き上げられることとなっております。地方税法施行令の改正に基づき、関係条例を改正

したいと考えております。

その内容でございますが、1. 課税限度額の引き上げでございます。後期高齢者支援金等課税額につきまして、現在20万円の限度額を22万円に引き上げ、基礎課税額及び介護納付金課税額については据え置くものでございます。それによりまして、課税限度額は102万円から104万円になります。

次に、2. 均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定所得基準額の引き上げでございますが、5割軽減世帯では、被保険者数に乗すべき金額を現在28万5千円のところから29万円に、2割軽減世帯では、被保険者数に乗すべき金額を52万円から53万円（「53万5千円」と後刻訂正）に変更するものでございます。

次に、3. 施行期日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。なお、例年、地方税法施行令の改正が3月末となっております。このため、この改正が行われ次第、国民健康保険税条例の一部改正を行うこととしておりまして、専決処分をさせていただきたいと考えております。また、専決処分をいたしました後に、次の議会におきまして、ご承認をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、国民健康保険税の課税限度額等の改定（案）についてのご報告といたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
濱委員。

濱委員 報告で2割軽減の改定後のところ53万円とおっしゃったんですけども。

国保医療課長 申し訳ございません、資料にございますように52万円が53万5千円に変更されるものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、（３）生駒郡地域外来検査センターについて、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは、健康対策課より、生駒郡地域外来検査センターについてご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の流行が拡大するなか、冬にかけての季節性インフルエンザ流行期の新型コロナウイルス感染症疑い患者の急増による医療現場の混乱、医療崩壊を回避し、町民の安心・安全の確保及び健康増進に寄与するため、生駒郡４町と生駒地区医師会が協力し、迅速なPCR検査等の体制を確立するため、令和３年１月６日から生駒郡地域外来検査センターの運営を開始しました。検査件数が多い時期には、ひと月で４７件ありましたが、その後、生駒郡内においても発熱外来認定医療機関も増え、検査体制が充実したことから、令和３年１２月からは本検査センターを休止していたところです。その後、感染者の急増により、保健所業務のひっ迫などによって一時検査が遅延する状況もありましたが、令和４年度は休止を継続し、感染状況に注視しながら、必要な時に即時に立ち上げられるよう令和４年度は予算措置をしておりました。こういったなか、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和５年５月８日に５類感染症に移行することをうけ、生駒地区医師会と協議の結果、本検査センターを令和５年３月末で廃止することとなりましたのでご報告いたします。以上、生駒郡地域外来検査センターについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 次に、（４）生駒郡新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援強化事業について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活
部次長

健康対策課より、引き続きまして、生駒郡新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援強化事業についてご報告させていただきます。

令和4年5月頃の新型コロナウイルス感染症は、第6波の収束を見ないまま第7波に移行する様相を呈しており、主流となっているオミクロン株は、これまでよりも感染力が強いとされ、奈良県内でも今後、第6波を大幅に上回る感染者数となることが懸念されておりました。

そこで、感染拡大期には医療機関へのアクセスが困難とされる自宅待機者が発生すること等が想定されることから、生駒地区医師会と生駒郡4町は、こういった方々に対して電話診療や往診を受けていただけるよう、令和4年6月1日から医療支援強化事業を行ってまいりました。このたび、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に5類感染症に移行されることから、現在、国においては、患者等への対応や、医療提供体制の現在の診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行や、重症者等に対する入院調整のあり方等について調整されているところです。

そこで、本医療支援強化事業につきましては、現在、生駒地区医師会と5類感染症に移行する令和5年5月7日をもって終了する方向で、最終調整しているところでありますことをご報告させていただきます。

以上、生駒郡新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援強化事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

健康対策課より、新型コロナウイルスワクチン接種についてご報告させていただきます。新型コロナウイルスワクチン接種は、現在、蔓延を予防するために緊急の必要があるとして、特例臨時接種の位置づけで、無料での接種が令和5

年3月31日までとされておりました。令和5年4月以降の接種のあり方について、この3月7日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において検討され、現行の特例臨時接種を1年延長し、令和6年3月末まで継続する方針が示されたところです。また、接種の時期や回数については、重症者を減らす目的に、2回目接種を終了した65歳以上の高齢者や基礎疾患がある人など重症化リスクの高い人等に対しては、5月から8月にかけてオミクロン株対応2価ワクチンを基本に接種を行い、高齢者なども含めた追加接種可能な全ての人に対しては、9月から12月にかけて接種を行う方針が示されました。現在、速やかに接種が行えるよう医師会等の関係機関と調整し準備を進めており、詳細が決まりましたらホームページ等でお知らせをまいります。

なお、ワクチン接種が令和6年3月末まで延長されることにより、ワクチン接種に要する経費につきましては、補正予算を専決処分させていただきたいと考えております。以上、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご報告とさせていただきます。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 福祉課から1点ご報告がございます。高齢者補聴器購入助成制度についてでございます。先週開催されていまして予算審査特別委員会の民生費の中でご質問及びご意見をいただいております高齢者補聴器購入助成制度の令和4年度予算の積算根拠25件50万円に対し、2月末時点で10件約20万円という実績について、申請件数が伸びていないことへの対策として検討いたしました結果、当日委員会の中でご答弁をさせていただいてまいりましたとおり、高齢者さまにこの事業が十分周知されていないことが主な要因ではないかと考えますことから、まず、令和5年度につきましては、様々な機会をとおしてこの事業を広報し、必要な方にこの事業のサービスが届くようとりくんでまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長 この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後2時35分 閉会)